

… Case 1 …



学校・自治会における緊急連絡網などの作成・配布

【学 校】

個人情報取扱事業者は、個人情報の適正な取得や利用目的の通知等のルールを守れば、本人の同意なく各種名簿を作成すること自体は可能です。ただし、これを配布するときに本人の同意が必要になります。

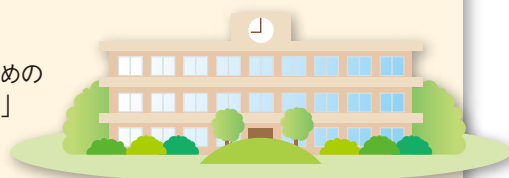
【私立学校】

個人情報取扱事業者である私立学校の場合には、適切に本人や保護者から同意を得ること、従来どおり緊急連絡網などを配布できます。

なお、公立学校の場合には、各自治体の定める「個人情報保護条例」を適切に解釈・運用してください。

【参考となる指針（私立学校関係）】

- 「学校における生徒等に関する個人情報の適切な取扱いを確保するための事業者が講ずべき措置に関する指針（平成18年2月文部科学省）解説」



【自治会】

自治会・町内会のうち、5,000人を超える組織はほとんどありません。
（5,000人を超える個人情報を取り扱う自治会・町内会は少ない。）
→法の義務規定の対象となる「個人情報取扱事業者」にならないことがほとんどと考えられます。

… Case 2 …



災害時要援護者リストの共有

各自治体の定める「個人情報保護条例」を適切に解釈・運用すれば、関係者（福祉部局、防災部局、自主防災組織、民生委員など）間で要援護者情報の共有は可能です。

守秘義務等のない者に対する個人情報の提供の際は、提供先において個人情報が適切に取り扱われるよう「誓約書」の提出を提供先に求めるなどの担保措置を講ずることも重要と考えられます。

【参考となる通知等】

- 「個人情報の適切な共有について（平成19年8月内閣府・総務省）」
- 「災害時要援護者情報の避難支援ガイドライン（平成18年3月災害時要援護者の避難対策に関する検討会）」
- 「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認などの円滑な実施について（平成19年8月厚生労働省）」

